

新旧対照表

新	旧
<p>4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項</p> <p>i) 一般地域活性化事業について 略</p> <p>ii) その他必要な事項</p> <p>ア) 地域において講ずる措置（別紙２－８） 略</p> <p>イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置</p> <p><u>欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入にともなう規制の緩和以下の①から③の特例措置等を活用し、森林施業における効率化と低コスト化に繋げる。</u></p> <p><u>①林業機械の搬送時における高さ制限</u> <u>道路法第４７条の２第１項及び道路交通法第５７条第３項により現行法令で実施</u> <u>林業機械の搬送時における高さ制限</u> <u>車両に積載する貨物（林業機械）が特殊（分割不可能）であるためやむを得ないとき、当該車両が物理的に通行可能である場合、道路法第４７条の２第１項及び道路交通法第５７条第３項により現行法令で実施</u> <u>>今後、導入予定の無登録の欧州普及型林業機械を森林内に搬送する際に活用予定</u></p> <p><u>②無登録の林業機械の公道走行</u> <u>林業機械の前後に誘導員を配置することにより、「一般の交通の用に供さ</u></p>	<p>4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項</p> <p>i) 一般地域活性化事業について 略</p> <p>ii) その他必要な事項</p> <p>ア) 地域において講ずる措置（別紙２－８） 略</p> <p>イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置</p>

ない状態」を措置し、道路運送車両法第2条第6項に基づき、現行法令で実施

>無登録の林業機械（カタピラを有する）の公道走行に活用予定

道路運送車両法35条第1項における臨時運行許可により、現行法令で実施

>今後、導入予定の無登録の欧州普及型林業機械（タイヤ式）の公道走行に活用予定

③カタピラを有する林業機械の舗装道走行

舗装道を走行する予定のカタピラ構造を有する林業機械は、舗装道を走行した場合でも、路面への影響が生じるようなものではなく、跡が残る程度で路面を損傷するおそれのないものであることから、車両制限令第8条における規制を適用しないものとして実施

>無登録の林業機械（カタピラを有する）の舗装道走行に活用予定

別紙2-3 森林環境保全直接支援事業【1/2】 削除

別紙2-3 農山漁村地域整備交付金、林業専用道整備事業、森林整備加速化・林業再生事業【2/2】 削除

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

①私有林整備支援補助事業（平成24年度事業費：16.9百万円）

→森林所有者が行う植林、除間伐への支援

②F S C（森林認証）管理事業（平成24年度事業費：0.6百万円）

別紙2-3 森林環境保全直接支援事業【1/2】

別紙2-3 農山漁村地域整備交付金、林業専用道整備事業、森林整備加速化・林業再生事業【2/2】

別紙2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

①私有林整備支援補助事業（平成23年度事業費：12.5百万円）

→森林所有者が行う植林、除間伐への支援

②F S C（森林認証）管理事業（平成23年度事業費：0.6百万円）

<p>→森林認証を取得した森林の管理</p> <p>③高性能林業機械等整備推進事業補助金（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>89.9</u> 百万円）</p> <p>→経営安定を図るために行う施設、機械、設備整備事業への支援</p> <p>④林業・林産業担い手育成事業補助金（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>0.2</u> 百万円）</p> <p>→事業者の従事者が行う研修への支援</p> <p>⑤森林作業員就業条件整備事業補助金（平成 <u>24</u> 年度事業費：0.9 百万円）</p> <p>→就労日数に応じて作業員への奨励金支給</p> <p>⑥林業労務改善協議会運営助成金（平成 <u>24</u> 年度事業費：0.3 百万円）</p> <p>→林業関係者の労務改善と福利厚生事業を行う協議会への支援</p> <p>⑦地域材振興資金利子補給事業（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>1.6</u> 百万円）</p> <p>→地域材加工流通施設の経営安定、流通合理化にため借入れた資金への利子補給</p> <p>⑧林産協同組合事業補助金（平成 <u>24</u> 年度事業費：1.4 百万円）</p> <p>→地域製材の販路拡大に係る経費支援</p> <p>⑨林道網整備事業（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>12.7</u> 百万円）</p> <p>→町有林内の林道の管理等</p> <p>⑩木質原料製造施設運営事業（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>6.4</u> 百万円）</p> <p>→林地残材などの未利用資源を収集し原料製造、供給</p> <p>⑪町有林管理事業（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>20.0</u> 百万円）</p> <p>→町有林の適正管理と森林施業の推進</p> <p>⑫町有林整備事業（平成 <u>24</u> 年度事業費：<u>143.0</u> 百万円）</p> <p>→町有林を整備するための各種施策（主伐、造林、下刈、除間伐、作業路開設など）の実施</p>	<p>→森林認証を取得した森林の管理</p> <p>③高性能林業機械等整備推進事業補助金（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>39.2</u> 百万円）</p> <p>→経営安定を図るために行う施設、機械、設備整備事業への支援</p> <p>④林業・林産業担い手育成事業補助金（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>0.1</u> 百万円）</p> <p>→事業者の従事者が行う研修への支援</p> <p>⑤森林作業員就業条件整備事業補助金（平成 <u>23</u> 年度事業費：0.9 百万円）</p> <p>→就労日数に応じて作業員への奨励金支給</p> <p>⑥林業労務改善協議会運営助成金（平成 <u>23</u> 年度事業費：0.3 百万円）</p> <p>→林業関係者の労務改善と福利厚生事業を行う協議会への支援</p> <p>⑦地域材振興資金利子補給事業（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>1.4</u> 百万円）</p> <p>→地域材加工流通施設の経営安定、流通合理化にため借入れた資金への利子補給</p> <p>⑧林産協同組合事業補助金（平成 <u>23</u> 年度事業費：1.4 百万円）</p> <p>→地域製材の販路拡大に係る経費支援</p> <p>⑨林道網整備事業（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>11.8</u> 百万円）</p> <p>→町有林内の林道の管理等</p> <p>⑩木質原料製造施設運営事業（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>30.4</u> 百万円）</p> <p>→林地残材などの未利用資源を収集し原料製造、供給</p> <p>⑪町有林管理事業（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>15.4</u> 百万円）</p> <p>→町有林の適正管理と森林施業の推進</p> <p>⑫町有林整備事業（平成 <u>23</u> 年度事業費：<u>128.4</u> 百万円）</p> <p>→町有林を整備するための各種施策（主伐、造林、下刈、除間伐、作業路開設など）の実施</p>
--	---

⑬快適住まいづくり促進事業（平成 24 年度事業費： 21.7 百万円）

→地域材を活用した住宅建築、改修等を行った場合の支援

⑭中小企業振興事業（平成 24 年度事業費： 0.5 百万円）

→中小企業が行う FSC-COC 認証取得への支援

⑮中小企業振興事業（平成 24 年度事業費： 0.3 百万円）

→製材業等営む者の協同組合に、事業の協働化、工場の集団化、企業構造の高度化、その他林産事業に必要な資金を貸し付けた場合の損失補償及び利子補給

⑯森林総合産業基盤調査（平成 24 年度事業費： 0.7 百万円）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定略

3. 地方公共団体等における体制の強化

環境未来都市の選定、総合特区の指定を受け、この具現化に向けてスピード感を持ちパワフルに推進をしていくための体制整備を平成 24 年 2 月 1 日付けで行った。

行政組織では、「環境未来都市推進本部」を新設し、指揮監督権を有するプロジェクトマネージャーを設置するとともに、本部内に、林業・林産業・森林バイオマス活用などを所掌する「森林総合産業推進課」と「環境未来都市推進課」を新設し推進体制を強化した。

同時に、多様な主体が関与し連携して環境未来都市構想と総合特区の具現化を推進していくために、地域経済団体、町外の有識者、町等からなる「しもかわ推進会議」と外部評価機関である「しもかわ評議委員会」を新設し P D C A サイクルによる適正かつ効果的な推進体制を整えた。

⑬快適住まいづくり促進事業（平成 23 年度事業費： 24.1 百万円）

→地域材を活用した住宅建築、改修等を行った場合の支援

⑭中小企業振興事業（平成 23 年度事業費： 0.5 百万円）

→中小企業が行う FSC-COC 認証取得への支援

⑮中小企業振興事業（平成 23 年度事業費： 2.4 百万円）

→製材業等営む者の協同組合に、事業の協働化、工場の集団化、企業構造の高度化、その他林産事業に必要な資金を貸し付けた場合の損失補償及び利子補給

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定略

3. 地方公共団体等における体制の強化

環境未来都市の選定、総合特区の指定を受け、この具現化に向けてスピード感を持ちパワフルに推進をしていくための体制整備を平成 24 年 2 月 1 日付けで行った。

行政組織では、「環境未来都市推進本部」を新設し、指揮監督権を有するプロジェクトマネージャーを設置するとともに、本部内に、林業・林産業・森林バイオマス活用などを所掌する「森林総合産業推進課」と「環境未来都市推進課」を新設し推進体制を強化した。

同時に、多様な主体が関与し連携して環境未来都市構想と総合特区の具現化を推進していくために、地域経済団体、町外の有識者、町等からなる「しもかわ推進会議」と外部評価機関である「しもかわ評議委員会」を新設し P D C A サイクルによる適正かつ効果的な推進体制を整えた。

平成23年3月には、町政全体における環境未来都市・地域活性化総合特区の位置付けを明確化、政策体系化した下川町総合計画基本構想見直し案を下川町議会へ提案し議決された。

【解説】

本町の「環境未来都市構想」は「森林総合産業の構築」・「エネルギーの完全自給」・「超高齢化社会に対応する安全安心で誰もが活躍することのできる社会」から成る。

このうち「森林総合産業の構築」は、地域の基幹産業である林業・林産業と森林バイオマス産業の振興を総合的かつ強力に進めていくために、「森林総合産業特区」として地域活性化総合特区制度に申請をして指定を受けた。

「エネルギーの完全自給」は、森林バイオマスの活用を中心としており、エネルギー原料の供給は林業・林産業が担い、燃料の製造と供給は森林バイオマス産業が担う構想である。

また、地域材の活用促進や森林文化を創造していくために、木質什器や家具の開発、製造を豊富な知識、技術を有する高齢者にその一翼を担って貰うことを想定している。

このことから「環境未来都市構想」と「森林総合産業特区」を一体的に展開していく組織体制を整備した。また、町が行う行財政運営は下川町自治基本条例の規定により、下川町総合計画に基づき行くとされていることから、総合計画の見直しを行った。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置 略

【解説】

本町の「環境未来都市構想」は「森林総合産業の構築」・「エネルギーの完全自給」・「超高齢化社会に対応する安全安心で誰もが活躍することのできる社会」から成る。

このうち「森林総合産業の構築」は、地域の基幹産業である林業・林産業と森林バイオマス産業の振興を総合的かつ強力に進めていくために、「森林総合産業特区」として地域活性化総合特区制度に申請をして指定を受けた。

「エネルギーの完全自給」は、森林バイオマスの活用を中心としており、エネルギー原料の供給は林業・林産業が担い、燃料の製造と供給は森林バイオマス産業が担う構想である。

また、地域材の活用促進や森林文化を創造していくために、木質什器や家具の開発、製造を豊富な知識、技術を有する高齢者にその一翼を担って貰うことを想定している。

このことから「環境未来都市構想」と「森林総合産業特区」を一体的に展開していく組織体制を整備した。

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置 略

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称 略

地域協議会の設置日 略

地域協議会の構成員 略

協議を行った日 略

協議会の意見の概要

(第1回) 別紙によります

(第2回) 別紙によります

(第3回) 特になし

意見に対する対応 略

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称 略

地域協議会の設置日 略

地域協議会の構成員 略

協議を行った日 略

協議会の意見の概要

(第1回) 別紙によります

(第2回) 別紙によります

意見に対する対応 略